各 都 道 府 県 総 務 部 (人事担当課、市町村担当課、区政課扱い) 各 指 定 都 市 総 務 局 (人事担当課扱い) 各 人 事 委 員 会 事 務 局

総務省自治行政局公務員部公務員課

# 地方公共団体の職員の公正な採用について

職員の採用試験は、標準職務遂行能力及び適性の有無の判定を目的とするものであり、受験資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならないものです。

職員の採用に当たって、受験申込書、面接カード等採用関係書類、面接時の質問や適性検査等において、本籍地・出生地、思想信条、病歴、性的指向・性自認や家族の職業等、標準職務遂行能力及び適性の判定に必要のない事項の把握を行うことは、地方公務員法第13条に規定する平等取扱いの原則に反しているとの疑念を受けかねないものです。

また、合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の身体検査・健康診断等については、就職差別につながるおそれがあります。

つきましては、全職種の採用試験等について、下記の事項にも御留意の上、改めて点検していただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この趣旨を御連絡いただくとともに、貴団体が加入する一部事務組合等はもとより、市区町村のみが加入する一部事務組合等に対しても、この趣旨が徹底されますよう御配意願います。

なお、別途送付するパンフレットにつきましては、令和6年度版であるため、対外的に利用される場合は、令和6年4月1日以降の利用をお願いします。

記

## 1. パンフレットにおける考え方への留意について

パンフレット「公正な採用選考をめざして」(厚生労働省作成)に掲載されている内容のうち、『「採用選考時に配慮すべき事項」~就職差別につながるおそれがある 14 事項~』(p5~10)や、『厚生労働省履歴書様式例について』(p27, 28)における考え方、『性的マイノリティをめぐる考え方』(p43, 44)は、地方公共団体の職員採用においても原則として該当するものであるため、点検に当たっては十分に留意すること。

#### 2. 採用に関わる職員への啓発について

職員の採用は、面接等において、担当の職員のみならず多くの職員が関わるものであり、

それらの職員一人一人が、「公正な採用選考」の趣旨を正しく認識した上で、採用を行う必要がある。このため、各地方公共団体において、採用に関わる職員に対する啓発等について、更なる取組をお願いしたいこと。

職員への啓発等に当たっては、厚生労働省の協力により、各地方公共団体の要望に応じ、 民間企業における公正採用選考の推進のための各種啓発資料を提供いただけるとともに、 民間企業を対象とする研修会に地方公共団体の職員がオブザーバーとして参加すること が可能であるため、これらも積極的に活用いただきたいこと。

## 3. 来年度のパンフレット送付方法について

令和7年度以降、紙媒体の送付部数を変更したい団体においては、市区町村担当課にて とりまとめの上、別紙にて令和6年4月30日までにお知らせいただきたいこと。

## 連絡先

公務員課公務員第四係 三木、阿部、向井電話 03-5253-5544 (直通)